



気まぐれ通信 2020/08

社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から、ガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められています。本通信は、これら社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人 彌榮会計社



重層的支援体制整備事業について

先月「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

この法律案は、幾つもの法案をひとつにまとめて提出されたいわゆる「束ね法案」で、医療・介護のデータ基盤の整備の推進や社会福祉連携推進法人制度の創設その他、複数の制度の創設・改正が盛り込まれたものでした。社会福祉連携推進法人については今までに複数回ご説明してきましたので、今回は「重層的支援体制整備事業」についてご説明します。

この事業は、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①断らない相談支援、②社会とのつながりや参加の支援、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を実施する事業のことです。

①の相談支援は、介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援とされています。

②の参加支援は、①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施とされています。

③の地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援は、地域において多様なつながりが育つことを支援するために、ケア・支え合う関係性を広げて交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能と、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業のこととされています。

実施の主体は市町村ですが、相談支援・参加支援等は人や家庭を詳細に把握して行う活動であり、住民に身近な圏域で行うことが必要です。あわせて、個々の活動や人のつながりを広げるためには、住民に身近な圏域よりも大きな範囲(市町村等)で様々な活動を把握し、交流を生み出す視点も必要となります。このよう

に日常生活圏域と市町村圏域の双方を射程に入れ、重層的に取組みを進める体制を構築するというのが本事業の名称の意味です。

規定上は、当該事業の実施は市町村の任意の判断とされていますが、実施する際は実施計画を策定するよう努めなければなりません。実施に要する費用は、市町村の支弁となりますが、国と県から一定の交付金が交付されます。

モデル地域の実践では、社会福祉法人の地域における公益的な取組による事業の一環として、法人の運営する事業の資源の一部を活用しての地域の子どもの学習面・生活面での支援や、相談支援から浮かび上がってきたニーズに対してシェルターの提供や緊急物資支援など様々な取組が行われています。医療法人や協同組合でも同様の取組を行っている事例もあるそうです。

法律上では「重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる」こと、また市町村は、当該受託者や地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される「支援会議」を組織することができることが、規定されています。

対人支援においては、保健、医療、福祉、教育等の各分野の専門職との連携をはかり多職種連携による幅広いネットワークを構築していくことが求められることから、社会福祉法人にも一定の役割が期待されると考えられます。むしろ、社会福祉法人の側から地域生活課題対応の一環として積極的に参画すべきではないでしょうか。

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://www.yasaka-ac.co.jp>

監査法人 彌榮会計社

